

第二の故郷

家出を繰り返していたせいか、最初の審判では家族に受け入れてもらえるという自信さえも失っていた彼女。ようやく言えた「家族に信じてもらえるよう頑張りたい。」という言葉信じ、複数の女の子を預かっている委託先に補導委託を試みました。数か月後、委託を終える審判のときに再会した彼女は、見違えるほど自信に満ちあふれ、「大変なこともあったけど、頑張ればみんなが受け入れてくれることが分かった。委託先に行けて本当によかった。」と堂々と話してくれました。他の子たちとうまく付き合うことができず、泣きながら受託者に相談し、何とか乗り越えることができた日のことを話してくれたとき、彼女の目から涙がこぼれました。人との触れあいの大切さを学んだ今の彼女なら、もう間違いは起こさない。受託者からの「第二の故郷と思って。」という言葉を支えに頑張っていける。私はそう確信しました。

(裁判官の体験談)

自然体の生活を通して

17歳のB君は親元を出て暮らしていましたが、人付き合いが苦手で、職場の先輩や後輩と衝突して仕事を辞めた末、恐喝や窃盗を繰り返しました。そこで、目標が持てず落ち込んでいたB君を畳の製造販売を営むAさんに補導委託をしました。B君は、Aさんの真剣でおおらかな人柄にほれ込み、率先して作業に取り組みました。また、食事の際の団らんなど、Aさんの奥さんやおじいさんからも、包み込まれるような愛情を受け、自分も親元に戻って農業を手伝い、母や祖父母を助けたいと決意するようになりました。Aさんも調査官も、B君がどんどんたくましくなっていく様に驚かされました。

最終の審判では、Aさんは、B君の母親と祖母の前で、B君の頑張りをほめ、成長ぶりをAさんの家族全員が喜んでいることを伝えました。Aさんとそのご家族は、自然体の生活を通してB君を立ち直りへと導いていったのです。

(家庭裁判所調査官の体験談)

あこがれのお兄ちゃん

彼は、成人を半年後に控え、ひたくりで逮捕されました。裁判官と調査官は、彼に大人としての自覚を持ってほしいと考え、保育園での奉仕活動に5日間参加させることにしました。すると、彼はたちまち園児のあこがれの「お兄ちゃん」となり、彼の周りに「だっこ」や「たかいたかい」の順番待ちができました。口べたな彼も、自慢の体力と絵が上手なことで、園児の人気者となりました。園児たちの全力でぶつかってくるエネルギーを受けて、彼の純真さや優しさが自然に引き出され、また、園の先生方の温かい眼ざしが、彼に自信を持たせることにもつながりました。これらすべての新鮮な体験が、彼をすっかり変えてしまったようで、補導委託を終えるころ、彼の表情は驚くほど和やかになっていました。そして、後日、そのままの彼の笑顔を描いた似顔絵が園児たちから届きました。

(家庭裁判所調査官の体験談)

補導委託についてのQ&A

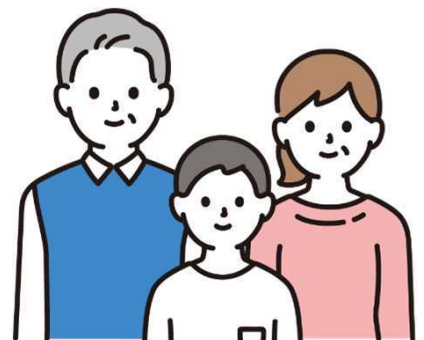
Q

受託者となるためには、何か条件があるのですか。また、特別な資格などは必要ですか。

A

受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意をもって少年を指導していただけること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般について指導いただくことになりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただきます。



Q

少年は、どのくらいの期間、補導委託先に預けられるのですか。

A

少年の状況に応じて異なりますが、身柄付きの場合は、3か月から4か月程度、補導委託先に預けられ、その様子を見て最終的な処分が決められることが多いようです。

また、2、3日から1週間程度、身柄付きで補導委託先に預けられ、職業指導を受けたり、社会奉仕活動を行ったりすることもあります。

通所型の場合は、2、3日から1週間程度の期間、自宅等から補導委託先に通い、職業指導を受けたり、社会奉仕活動を行ったりします。

Q

少年を預かったときにかかった費用はどのようになるのでしょうか。また、受託者に報酬は支払われますか。

A

受託者への報酬はありませんが、実際に少年を預かっていただいたときには、少年のために必要となった食費、交通費、日用品費などについて、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をお支払いします。

Q

少年の指導に困ったり、指導がうまくいかないときには、どうすればよいのでしょうか？

A

担当の家庭裁判所調査官に相談してください。

補導委託の期間中は、受託者が実際に少年を指導しますが、担当の家庭裁判所調査官も、月に1、2回程度は補導委託先を訪れて少年や受託者とお会いし、少年の生活の様子などをお尋ねしたりします。また、電話や書面などでも受託者とよく連絡をとるようにします。

補導委託がうまくいくためには、補導委託先と家庭裁判所が協力することが大切です。少年のことで困ったことがあれば、どんなことでも家庭裁判所に相談することができます。





少年が再び非行に及ぶことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、それぞれの受託者のご指導を十分に生かすことが大切です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な人に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問合せは、最寄りの家庭裁判所で承っております。お気軽にお問い合わせください。

(問合せ先)